

# 平成 24 年度事務事業評価表(一般用)

①事務事業名		担当 部課	部課コード	020400	TEL	2998-9399
事業コード	空き家対策事業		危機管理課			
020413			グループ	防犯対策室		
開始年度		平成 22 年度	→	終了年度	平成 年度	

②事 業 の 概 要	事業の種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 法定受託+附加			根拠法令
	分野別計画・指針				
	関連・類似事業	あき地の雑草除去指導事業			
	総合計画の体系	章	安心・安全	節	防犯
事業開始の背景	高齢化や遠隔地への居住、または経済的事情などの理由による空き家が目立つようになり、所有者の判明しない空き家の不完全な管理による影響が近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑を受けたりすることについて、市への相談件数が増えてきた。				

③事 業 の 内 容	目的(どのような効果を目指して実施しているのか、具体的に)					
	空き家等が放置され、管理不全な状態が犯罪や放火を招く恐れがあることから、近隣住民が安心して生活できるよう生活環境の保全と防犯のまちづくりを進めるため、所有者に適正管理を求めている。					
	対象(誰を、何を対象としているのか)					
	市内の空き家(消防の調査件数+空き家相談件数)	対象数	単位	平成 22 年度	392	件
			平成 23 年度	377	件	
事業の具体的な内容及び実施方法						
1. 空き家の近隣住民からの相談を受けたり、パトロールにより管理不全な空き家を発見する。 2. 当該空き家の現地調査、所有者を特定する調査を行う。 3. 所有者等に対し、適正管理について助言・指導を行う。 4. 助言・指導に従わない場合、勧告を行う。 5. 勧告に従わない場合、再勧告の後命令を行う。 6. 命令に従わない場合、弁明の機会を与えた後、その結果を協議して公表を行う。						

④経 費	《会計種別》	一般会計	平成 22 年度 (千円)	平成 23 年度 (千円)	平成 24 年度 (千円)	
	当初予算		0	114	138	
	決 算 (見込み含む)		0	43		
	(非常勤特別職員)	(臨時の任用職員)	( 人)	( 人)	( 0.20 人)	※「財源内訳」について平成24年度のみ、当初予算の内訳となっています。
	正規職員人件費		0.94 人	8,704	1.07 人	
	事業費合計		8,704	9,877		
財源内訳	一般財源		8,704	9,877	138	
	国・県支出金					
	その他( )					

⑤実 績 ・ 成 果	項目名	計算方法	単位	H 22	H 23	H24見込み	将来目標	
	活動実績	受付相談件数	当該年度の空き家についての相談の受理数	件	72	80		
		解決件数	当該年度に受理したもののうち適正管理が行われた件数	件	45	49		
	成果指標	解決率	解決件数/受理件数 * 100	目標値	50	50	50	
				実績	62.5	61.3	<input checked="" type="checkbox"/> 「実績」の拡大を図る	
				達成率	125.0	122.5	<input type="checkbox"/> 「実績」の縮小を図る	
昨年度中に改善した点								
所沢市空き家等の適正管理に関する条例施行規則を平成24年1月1日に施行し、勧告、命令、公表の様式を整備した。								

⑥評 価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	方 今 向 後 性 の	事業の活動(回数、範囲など)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 現状維持
	<input type="checkbox"/> 終了		事業の実施方法	<input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他( )
			次年度予算	<input type="checkbox"/> 増額 <input type="checkbox"/> 減額 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持
評価理由と今後の方向性(課題と対応)				
高齢化の進展等により、今後ますます管理不全な空き家が増えることが想定される。空き家の所有者等に対し、適正に管理していただくよう指導するとともに、管理不全な空き家をなるべく増やさないために条例の周知を行うとともに、関連する部署と連携を図り、解決に向けて適切に対応していく。				
課題としては、地方税法の観点から課税情報などの個人情報から所有者の特定ができないこと、空き家であっても住宅が存在することで固定資産税の軽減措置が適応されるため、空き家のまま放置している所有者がいることなどがある。これらについては、国土交通省が企画する「空き家対策に関する地方公共団体ワーキンググループ」に参加し、実務面で支障となる課題の整理や法令に基づく措置を講ずる場合の手順等について研究していくこととする。				
事務改善ミーティングで示された意見とその対応				
評価日	H24.5.31	評価者職氏名	危機管理課長 越阪部 一	

⑦環 境 影 響	原因活動( 防犯意識の向上、生活環境の改善 )	原因活動( 文書の作成・実態調査 )	規制を受ける主な環境法令等の名称	
	<input type="checkbox"/> 防犯のまちづくりの推進	天然資源(森林・化石燃料)の減少	<input checked="" type="checkbox"/>	
	有益な環境影響(重大なものには○)	有害な環境影響(重大なものには○)	廃棄物の排出	<input checked="" type="checkbox"/>
			公害(大気汚染・騒音等)の発生	<input checked="" type="checkbox"/>
		その他( )	<input type="checkbox"/>	
		その他( )	<input type="checkbox"/>	
有害な影響を与える緊急事態の内容				